平成２８年（フ）第５５８号
愛知県北名古屋市九之坪竹田３番地１　ＨＥＡＤ　３Ｂ号、従前の住所名古屋市緑区定納山１丁目1502番地　プリマベーラ203号
破産者　ミクモクリニックこと　雲山　盛秀
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５６６号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛128番地２、開始決定時の住所名古屋市守山区吉根３丁目923番地
破産者　髙橋人事コンサルタントことクライムオフィスこと　髙橋　弘雅
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８４号
北九州市八幡西区森下町25番１号
破産者　松本　武志
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６２号
熊本県八代市古閑中町2519番地２（Ⅱ102）、破産開始決定時の住所熊本県八代市昭和同仁町394番地
破産者　園村しずよ
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第５８号
岐阜県中津川市高山2145番地29
破産者　森　　文男
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第６７号
鹿児島県出水市汐見町860―６　グレイハイツ102号、住民票上の住所鹿児島県伊佐市大口針持2174番地
破産者　佐土原桜茂
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
山口県周南市大字久米3259番地の５
破産者　河村　泰好
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第７１６号
北九州市小倉北区片野新町２丁目７番７―101号
破産者　前田　　繁
1　破産債権の届出期間　平成29年８月31日まで
2　一般調査期日　平成29年９月22日午後１時30分
平成29年８月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７３号
北海道岩見沢市日の出南２丁目２番５―101号　市営住宅５号棟101号室
破産者　渡邉　　學
1　破産債権の届出期間　平成29年９月１日まで
2　一般調査期日　平成29年10月６日午後２時30分
平成29年８月４日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第７２号
福岡県久留米市小森野２丁目１番３―304号
破産者　古田　義憲
1　破産債権の届出期間　平成29年９月１日まで
2　一般調査期日　平成29年９月11日午前10時30分
平成29年８月２日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第５６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目28番16号　かつえ荘７、従前の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷東１丁目10番３号
破産者　金澤ゆかり
1　破産債権の届出期間　平成29年９月４日まで
2　一般調査期日　平成29年11月９日午前11時40分
平成29年８月３日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７３号
金沢市泉本町４丁目174番地　ハイツオバタ25号室、従前の住所金沢市野町１丁目１番９号
破産者　寺中　君子
1　破産債権の届出期間　平成29年９月４日まで
2　一般調査期日　平成29年11月10日午前10時
平成29年８月４日　　金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５号
三重県伊賀市上野小玉町3063番地　カーサ二之町201号、前住所三重県名張市東田原1268番地
破産者　稲垣　　豊（旧姓山下）
1　破産債権の届出期間　平成29年９月４日まで
2　一般調査期日　平成29年10月26日午前10時
平成29年８月３日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第７２号
三重県鈴鹿市東玉垣町500番地の17　ピディエスＴＡＭＡＧＡＫＩ106号室、開始決定時の住所三重県鈴鹿市下箕田４丁目16番23号
破産者　中瀬　竹志
1　破産債権の届出期間　平成29年９月11日まで
2　一般調査期日　平成29年11月10日午前10時15分
平成29年８月４日　　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６号
京都府福知山市字前田1191番地の２
破産者　田村　修身
1　破産債権の届出期間　平成29年９月15日まで
2　一般調査期日　平成29年９月21日午後２時
平成29年８月３日
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第１号
広島県呉市音戸町坪井２丁目３番12―301号
破産者　中野　佳奈（旧姓前田）
1　破産債権の届出期間　平成29年９月20日まで
2　一般調査期日　平成29年11月８日午後３時
平成29年８月４日　　広島地方裁判所呉支部

債権者集会招集

平成２８年（フ）第１８０５号
神戸市東灘区本庄町１丁目３番12―505号、前住所地神戸市東灘区西岡本２丁目７番１―642号
破産者　中村　光孝
1　期日　平成29年９月12日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２８年（フ）第６０号
鹿児島県大島郡天城町大字平土野33番地２
破産者　杉山　久志
異議申述期間　平成29年10月３日まで
平成29年８月３日
鹿児島地方裁判所名瀬支部